

## I. 周知・利用状況について

1. 金融庁のノーアクションレター制度をご存知ですか。

イ. はい (85.2%)

ロ. いいえ (14.8%)

1-1. 1で「イ. はい」と答え方にお聞きします。

金融庁のノーアクションレター制度をどこでお知りになりましたか。

イ. 業界団体からの通知等 (67.0%)

ロ. ホームページ (31.7%)

ホームページ名 { 主な回答 金融庁ホームページ }

ハ. 新聞報道 (13.8%)

ニ. 書籍または雑誌 (0.4%)

書籍または雑誌名 { (回答なし) }

ホ. その他 (4.5%)

主な回答

・金融庁の担当課室

・「金融庁の1年」

・制度発足時における金融庁の周知活動

・事務ガイドラインの記載

・社内の職場研修

2. 現在、金融庁では、ノーアクションレター制度について、ホームページに掲載するなどして周知を行っていますが、その他に望ましいと考えられる周知方法がありましたらお書き下さい。

主な回答

・マスコミの利用

・関係団体からのPR

・ポスター、リーフレット等の利用

3. 金融庁のノーアクションレター制度を利用したことがありますか。

イ. はい (4.2%)

ロ. いいえ (95.1%)

3-1. 3で「ロ. いいえ」と答えた方にお聞きします。

これまで金融庁のノーアクションレター制度を利用しなかった理由は何ですか。(複数回答可)

- イ. 照会するような事案が発生したことがない。 (74.4%)
- ロ. 制度の存在自体は知っていたが、照会方法や照会手続きなど、制度の内容を知らなかった。 (11.6%)
- ハ. 制度の内容を理解できない。 (2.4%)
- ニ. 制度を利用できるケースが限定的(狭い) (8.4%)
- ホ. 制度の中に、利用をためらう要件がある。 (9.6%)
- ヘ. 照会手続きが煩雑、面倒。 (4.0%)
- ト. その他 (6.8%)

主な回答

- ・制度の存在自体知らなかった。
- ・回答まで長期間を要する。
- ・口頭による確認で足りている。

## II. 運用状況について

1. これまでに、金融庁のノーアクションレター制度の利用を考え、金融庁(又は財務局)へのお問い合わせ、来訪をされたことはありますか。

- イ. はい (6.5%)
- ロ. いいえ (93.5%)

1-1. 1で「イ. はい」と答えた方にお聞きします。

(1) 問合せ先・来訪先はどちらですか。

- イ. 金融庁(担当部署名: 監督局総務課、銀行第1課、証券課、保険課)
- ロ. 財務局(財務局名: 関東、近畿、東海、中国)

(2) 何についてお問い合わせをされましたか。

- イ. 制度の内容や照会手続等 (35.3%)
- ロ. 照会を検討している具体的な事案(ドラフト含む) (76.5%)
- ハ. その他 (回答なし)

(3) お問い合わせに対する対応には満足されましたか。

- イ. 満足した。 (82.4%)
- ロ. 不満であった。 (11.8%)

(4) どのような点が満足又は不満でしたか。そのときの対応状況を含め具体的にお答え下さい。

主な回答(満足)

- ・回答を受けて解釈が明確化した。
- ・照会方法や照会に必要な論点について、具体的かつ丁寧に説明いただいた。

主な回答(不満)

- ・口頭回答は得られたものの、文書回答を要するかどうか行政庁と意見が一致しなかった。
- ・照会要件不足の内容が照会者にはわかりにくかった。

(5) その他受付時の対応につきお気づきの点があればお書き下さい。

主な回答

- ・金融庁担当者の速やかな対応により満足。
- ・ドラフト提出後、補正指示があると長期間を要するため不満。

### Ⅲ. 現行制度について

金融庁における現行のノーアクションレター制度は別紙3のとおりです。これを参考にしながら以下の質問にお答え下さい。

#### 1. 対象範囲について

(1) 金融庁のノーアクションレター制度における対象範囲は、金融庁所管の法令に関する事項であって、以下の要件のいずれかを満たすものですが、これについてどのように考えますか。

- ① その事業や取引を行うことが、無許可営業等にならないかどうか
- ② その事業や取引を行うことが、無届け営業等にならないかどうか
- ③ その事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等(不利益処分)を受けることがないかどうか

イ. 現行の範囲は広すぎる。 ( 0. 4%)

ロ. 現行の範囲で適当である。 (91. 6%)

ハ. 現行の範囲は狭すぎる。 ( 6. 8%)

(1)-1. (1)で「ハ. 現行の範囲は狭すぎる。」と答えた方にお聞きします。

上記①～③のほかに、どのような場合が対象に加えられるべきと考えますか。

主な回答

- ・事務ガイドライン、懸案事項、検査マニュアル等まで範囲を拡大すべき。
- ・既存事業についても範囲に入れるべき。
- ・業務停止や免許取消に至らなくとも照会可能とすべき。

## 2. 照会者の範囲

(1) 金融庁のノーアクションレター制度における照会者は、自己の事業活動に係る具体的行為に関して、金融庁所管の法令の適用に係る照会を行う者であって、照会者並びに照会及び回答の内容が公表されることに同意している者とされていますが、これを適当であると考えますか。

イ. はい (72. 6%)

ロ. いいえ (27. 4%)

(1)-1. (1)で「ロ. いいえ」と答えた方にお聞きします。

i. 次の要件のうち、いずれが問題であると考えますか。(複数回答可)

イ. 自己の事業活動に限定されていること (13. 9%)

ロ. 具体的行為に関することに限定されていること (11. 1%)

ハ. 公表に同意している者に限定されていること (88. 9%)

ii. i のお答えの理由をお書き下さい。

イと回答した主な理由

- ・既存事業についても範囲に入れるべき。

ハと回答した主な理由

- ・企業秘密もあり内容を非公表にすべき。
- ・照会者名の公表理由が不明なため非公表にすべき。

(2) 金融庁のノーアクションレター制度における照会者の代理人の範囲は、弁護士、公認会計士等の照会事項につき高い専門的知見を有する者に限定されていますが、これについてどのように考えますか。

イ. 現行の範囲は広すぎる。 ( 0. 0%)

ロ. 現行の範囲で適当である。 (93. 2%)

ハ. 現行の範囲は狭すぎる。 ( 6. 1%)

(2)-1. (2)で「ハ. 現行の範囲は狭すぎる。」と答えた方にお聞きします。

弁護士、公認会計士等の照会事項につき高い専門的知見を有する者の他にどのような者が代理人として認められるべきと考えますか。

主な回答

- ・税理士、司法書士、不動産鑑定士、弁理士等資格を有する者
- ・金融業務に精通している者(当該金融機関の顧問、相談役、当該業務担当者)

### 3. 照会の方式

(1) 照会書面には、法令適用に関する照会者の見解及びその根拠が明確に記述されていることが要件とされていますが、これをどのように考えますか。

イ. 適当である。 (92.0%)

ロ. 不適當である。 (7.6%)

(1)-1. (1)で「ロ. 不適當である。」と答えた方にお聞きします。

その理由をお答え下さい。

主な回答

- ・法令解釈が明確でない場合、根拠明示が困難であるため。
- ・照会者の見解・根拠は回答に影響しないため。
- ・見解が認められない場合、或いは間違っている場合、公表されることで照会者にレピュテーションリスクが発生するため。

### 4. 回答期間について

(1) 金融庁のノーアクションレター制度では、照会者からの照会書面が照会窓口へ到達してから原則として30日以内に照会者に回答することになっていますが、これについてどのように考えますか。

イ. 適当である。 (89.4%)

ロ. 不適當である。 (10.6%)

(1)-1. (1)で「ロ. 不適當である。」と答えた方にお聞きします。

i. 適当と考える期間をお答え下さい。

照会書面が照会窓口へ到達してから\_\_\_日以内

(主な回答)14日、15日

ii. i のお答えの理由をお書き下さい。

14日以内と回答した主な理由

- ・民間ビジネス慣習から回答期間は2週間程度が許容範囲と考えるため。
- ・新商品・サービスに関しては30日は長すぎるため。

15日以内と回答した主な理由

- ・ビジネスの場では迅速な決断が求められることが多いため。
- ・30日では間隔が開いてしまい、制度として使いづらいため。
- ・緊急を要する場合には回答期限を短縮してほしいため。

(2) 次に掲げるケースには、各々の定める期間を回答期間とすることとしていますが、これについてどのように考えますか。

- a. 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合：原則 60 日以内
- b. 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じるおそれがある場合：30 日を超える合理的な期間内
- c. 他府省との共管法令に係る照会の場合：原則 60 日以内

イ. 適当である。 (86. 3%)

ロ. 不適当である。 (13. 7%)

(2)-1. (2)で「ロ. 不適当である。」と答えた方にお聞きします。

i. 見直すとすればどのようにすべきと考えますか。(複数回答可)

イ. a. b. c. の一部又は全部について原則どおり30日以内にすべき。 (63. 9%)

(該当するもの全てに丸を付けて下さい： a. b. c. )

・a. (78. 3%)

・b. (56. 5%)

・c. (69. 6%)

ロ. 延長する期間を短縮すべき。 (22. 2%)

(該当するもの全てに丸を付け、短縮すべき期間を記入して下さい)

a. \_\_\_日 (主な回答)30日、45日

b. \_\_\_日 (主な回答)7日、10日、15日、20日

c. \_\_\_日 (主な回答)30日、45日

ハ. 他にも30日を超えるケースがあってもよい。 (0. 0%)

二. その他 (13.9%)

主な回答(肯定的なもの)

- ・特殊事情、合理的な理由があればやむをえない。

主な回答(否定的なもの)

- ・回答まで長期を要することは避けるべき。
- ・簡易な案件については早期回答を行うべき。
- ・企業戦略を考慮し14日以内にすべき。
- ・b. についても他のケース同様期限を付すべき。

ii. i のお答えの理由をお書き下さい。

イと回答した主な理由

- ・30日超の期間は、業務検討のスピード感に比べ長すぎる。民間ビジネス慣習としては1ヶ月程度が許容範囲。
- ・例外を作るべきでない。
- ・社会的・経済的な影響を考慮し30日以内にすべき。
- ・ケース毎に a. b. c. の判断はしづらいため、期限を統一すべき。
- ・「合理的な期間内」という表現が曖昧なため、「原則60日以内」等明確にすべき。

ロと回答した主な理由

- ・ビジネスの場では迅速な決断を求められることが多いことから早期回答を望むため。
- ・他省庁との調整も電子メール等の媒体を利用すれば迅速に進むはずであるため。

## 5. 回答を行わない事案について

(1) 下記①～⑦に該当する場合は、金融庁は回答を行わないことができるとされていますが、これについてどのように考えますか。

- ① 判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確である又は不足している照会
- ② 民間における自主ルール、取り決めに関する照会
- ③ 申出に係る領域で近々法令改正が予定されている照会
- ④ 既に公表されている告示等により法令適用についての考え方が明らかな事案に係る照会
- ⑤ 既に金融庁のホームページにおいて回答が公表されている照会と同種類別の照会
- ⑥ 照会者について、法令を執行するための調査等が行われている事案、又は現に法令の執行が行われている事案に係る照会
- ⑦ 類似の事案が争訟(訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立て及びその他の法令に基づく不服申立て)の対象となっている照会

イ. 適当である。 (88.6%)

ロ. 不適当である。 (11.0%)

(1)-1. (1)で「ロ. 不適当である。」と答えた方にお聞きします。

i. 具体的にどのような点が不適当で、どのように見直すべきと考えますか。

主な回答

- ・回答を行わないのではなく、回答すべき。
- ・せめて回答を行わない理由を明示すべき。

ii. i のお答えの理由をお書き下さい。

主な回答

- ・民間自主ルール・取り決めは定義が曖昧なため、法令違反かどうかを事前に確認する手続きが必要と考えるため。
- ・近々法令改正予定案件は今後の法令改正予定時期を回答すべきであるため。
- ・類似事案は公表済事案と必ずしも一致しないため事案毎に回答すべきであるため。
- ・運営ルールに明確さと透明性を持たせるため。
- ・回答を行わない事例についても回答することにより照会者と回答者間の信頼感が高まり、制度利用が増加すると考えるため。

6. 照会者並びに照会及び回答内容の公表について

(1) 金融庁のノーアクションレター制度では、照会者並びに照会及び回答内容につき公表することとされておりますが、照会者が希望する場合には、その理由に応じ公表を延期する制度を設けています。このことを前提に以下の質問にお答え下さい。

照会者並びに照会及び回答内容を公表することへの同意を要件としていることは適当と考えますか。

- イ. はい。 (70. 7%)
- ロ. いいえ。 (29. 3%)

(1)-1. (1)で「ロ. いいえ。」と答えた方にお聞きします。

どのように見直すべきと考えますか。

- イ. 全部の項目を非公表とすべきである。 (20. 8%)
- ロ. 一部の項目を非公表とすべきである。 (79. 2%)

(1)- i -1. (1)-1 で「イ. 全部の項目を非公表とすべきである。」と答えた方にお聞きします。

その理由をお答え下さい。

（ 主な回答  
・企業秘密保持のため ）

(1)- i -2. (1)-1 で「ロ. 一部の項目を非公表とすべきである。」と答えた方にお聞きします。

どの項目を非公表とすべきと考えますか。非公表とすべき項目とその理由をお答え下さい。

(複数回答可)

イ. 照会者 (70. 5%)

その理由 （ 主な回答  
・事案がわかれば足りるので照会者名は非公表にすべきであるため。  
・企業秘密保持のため。  
・照会者名公表が利用を阻害しているため。 ）

ロ. 照会内容 (50. 8%)

その理由 （ 主な回答  
・企業秘密保持のため。 ）

ハ. 回答内容 (23. 0%)

その理由 （ 主な回答  
・企業秘密保持のため。 ）

(2) 仮に、公表への同意が要件ではなく、照会者の任意に委ねられている場合、あなた(貴社)が照会する際に公表に同意しますか。

- イ. 同意する。 (27. 4%)
- ロ. 事案によっては同意する。 (55. 9%)
- ハ. 同意しない。 ( 5. 7%)
- ニ. その他 ( 2. 3%)

【 主な回答  
・照会事案がないためわからない。 】

(2)-1. (2)のお答えの理由をお書き下さい。

イと回答した主な理由

- ・行政の透明性が確保されるため。
- ・他社への参考となるため。
- ・そもそも公表できる案件しか照会しないため。

ロと回答した主な理由

- ・企業秘密以外の案件については公表に同意すべきと考えるため。
- ・事案によっては個人情報となりかねず取扱いに注意すべきと考えるため。

ハと回答した主な理由

- ・企業秘密保持のため。

(3) 仮に、公表への同意が要件となっていない場合

i. あなた(貴社)が金融庁のノーアクションレター制度を利用する回数はどうなりますか。

- イ. 増えると思う。 (28. 1%)
- ロ. 変わらない。 (47. 1%)
- ハ. 減ると思う。 ( 3. 4%)
- ニ. その他 (11. 4%)

【 主な回答  
・利用経験がないためわからない。 】

ii. i のお答えの理由をお書き下さい。

イと回答した主な理由

- ・企業秘密が保持されるため。

ロと回答した主な理由

- ・公表の有無にかかわらず照会したい案件は照会するため。
- ・利用経験がないため、変わらないと考えるため。
- ・公表は適当であり、変わらないと考えるため。

ハと回答した主な理由

- ・公表されたくない事案もあるため。
- ・いずれにせよ照会に至るまで多大な時間、費用を要するため。

## 7. 公表の方法について

(1) 照会者並びに照会及び回答内容の公表の方法は金融庁ホームページに掲載することとなっておりますが、この掲載方法についてご意見がございましたら具体的にお書き下さい。

主な回答

- ・現在の方法が妥当と考える。
- ・現在の方法と併せて業界団体のホームページにも公表すべき。
- ・照会案件によっては、他省庁にリンクさせても良いと考える。

(2) 照会者並びに照会及び回答内容の公表の時期は原則として回答から30日以内とされていますが、これについてどのように考えますか。

- イ. 適当である。 (92.4%)
- ロ. 不適当である。 (5.3%)

(2)-1. (2)で「ロ. 不適当である。」と答えた方にお聞きします。

i. 適当と考える時期をお答え下さい。

回答から\_\_\_日以内

(主な回答)15日

ii. i のお答えの理由をお書き下さい。

15日以内と回答した主な理由

- ・簡易案件であれば短期間のうちに公表すべき。
- ・事業の適否については、できるだけ早く知りたいため。

## 8. 公表の延期について

(1) 照会者並びに照会及び回答内容の公表は、合理的な理由がある場合には例外的に時期を延期することが認められていますが、このことを知っていましたか。

イ. はい (52.1%)

ロ. いいえ (46.4%)

(2) 公表の延期の要件としている合理的な理由を細則に例示すべきと考えますか。

イ. はい (18.3%)

ロ. いいえ (79.8%)

(2)-1. (2)で「イ. はい」と答えた方にお聞きます。

その理由と、具体的にどのような内容を例示すべきと考えるかについてお答え下さい。

理由 ( 主な回答 )  
・予め延期理由として認められる場合を知ることは有益であるため。

例示 ( 主な例示内容 )  
内容 ( 新商品、新業務に関する照会の場合。 )

## IV. 細則等の記載について

別紙1(「金融庁における法令適用事前確認手続の導入について」)及び別紙3(「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」)の記載中、意味がわかりにくい文章表現や単語等がございましたら、できるだけ具体的にご指摘下さい。

( 主な回答 )  
・簡単な例示がほしい。  
・代理人の範囲がわかりにくい。

## V. その他

その他、金融庁のノーアクションレター制度に関するご要望、ご意見等がございましたらご自由にお書き下さい。

( 主な回答 )  
・今回のアンケートの取組みは評価できる。  
・これからも引き続き相談に乗ってほしい。  
・本制度にかかわらず法令解釈しているものがあれば、ガイドライン等で明らかにすべき。  
・合理的理由があれば無期限延期も選択肢に入れるべき。  
・用語を平易にすべき。

( 以上 )